

# ともえ



## 函館商工会議所報

●中小企業支援センターを開設

**特集** 大規模小売店舗立地法

函館商工会議所 ホームページ <http://www.hakodate.cci.or.jp/>

「ファクシ見〜る」FAX情報(0138)23-3636

にんげん、学ぶためにはお金がかかります。

頼れて、  
テキパキ。

## 教育ローン

しんきんの「教育ローン」は、成長するあなたを応援します。

くわしくは、当店窓口へお気軽に。



Face to Face



みなさまの

函館信用金庫

函館市豊川町15番20号 ☎22-1241

## Lhくみのローン

手続カンタン  
スピード融資

目的ローン

マイカーローン

ビジネス・オート  
ローン

★詳しくは窓口へ  
お問い合わせ下さい。



・コミュニティバンク・

函館商工信用組合

本社 函館市千歳町9の6 ☎(代)23-2101

●湯川支店 ☎57-0572(代) ●上磯支店 ☎73-2308(代) ●美原支店 ☎46-9121(代)  
●十字街支店 ☎26-5544(代) ●花園支店 ☎55-2110(代) ●富岡支店 ☎43-1311(代)

## ◆今月の表紙

元町配水場の噴水広場から散策路を登ると大きな桜の木が人知れず美しく咲き誇る。桜前線到来とともに今年も函館観光は本番を迎える。



# ともえ

5月号  
(通巻218号)

## 会議所のうごき

道南商工会議所連絡協議会  
パート雇用管理改善事業委員会  
極東貿易協同組合代理店契約締結  
議員会海外産業視察  
婦人会定時総会  
2001就職情報誌「イアラ」発刊  
合同企業説明会案内  
「はこだて・みらい産業展」出展企業募集  
会費口座振替ご案内  
検定試験ご案内  
入会有り難うございました  
共済制度のご案内

2

## ハイノ相談所です

中小企業支援センターを開設  
専門相談のご案内

8

## 特集

10

## 大規模小売店舗立地法

12  
TEA TIME

## 情報すくらんぶる

会員サービス事業「CCIS」ご案内  
BOOKS&CD BEST10  
ファクシ見～る情報メニュー  
小さな企業の経営学

## 16 みんなの相談室 税務・労務相談 ごあんない

観光コンベンション情報  
DATA HAKODATE  
ほか

18

## 視 点

去る3月31日、有珠山が噴火し、以来その様子が全国ニュースで放映される毎日が続き、自然の恐ろしさをあらためて感じている。

今回の噴火は、事前に数多くの地震が起き、更に地元の北大・岡田教授をはじめとする研究チームが、長年にわたり取り組んできたデータが活かされ、周辺住民は事前に避難を終え、人命に影響が出なかったことは不幸中の幸いであり、長年この調査を続けてきた関係者に深く敬意を表したい。

また、洞爺湖温泉を直撃したことにより、札幌～函館の観光ルートが寸断されてしまい、交通だけでなく観光産業全体に対して大変な影響が出ている。地元の被害はもちろんであるが、北海道全体に与えるイメージ悪化や、特に陸の孤島となってしまった道南にとっては受けたダメージは大きい。今後、当地域の安全性を含めたPRをより積極的に行い、多くの観光客が来てくれるようになることを期待したい。

いつの時代も自然の恐怖とは背中合わせであり、如何にして自然と共生していくかはこれからもずっと求められることであるが、今はとにかく、この噴火が長期化せず、一日も早く終息し避難所生活をおくっている人々が解放されることと、洞爺湖温泉の復興を願いたい。

# 会議所の うごき

## 道南商工会議所連絡協議会 各地域の諸問題を討議・提案

道南商工会議所連絡協議会（函館・森・伊達・室蘭・登別・苫小牧・浦河の七商工会議所で構成）の専務理事・事務局長会議が、去る四月二十六日苫小牧市で開催さ

れ、第五十回全道商工会議所大会（七月四日旭川市で開催）への提出議案について、各地で直面する諸問題を討議しました。なお提出された議案については、

北海道商工会議所連合会で調整し、五月二十五日開催予定の全道商工会議所専務理事会議において全道四ブロックからの提出議案を協議し、全道大会での要望事項を決定することとなりました。本所からの全道大会提出事項は左記の通りです。

### 提案事項（函館分）

- 中小企業振興関係
  - 1. 中小企業対策の強化について(継続)
  - 2. 貸し渋り対策の拡充強化について(継続)
  - 3. 中心市街地活性化支援策の要件緩和と制度の充実強化について(新規)
  - 4. 創業者支援融資制度の拡充と融資条件の緩和について(継続)
  - 5. 法人税の改正について(継続)
  - 6. 中小企業事業継承に係る税負担の軽減について(継続)
  - 7. 外形標準課税導入反対について(継続)
  - 8. パートタイム労働者の非課税限度額の引き上げについて(継続)
  - 9. 中小企業技術革新制度の運用について(継続)
  - 10. 街づくり関連3法の一体的運用について(継続)
  - 11. 大型店の元旦営業に対する適正指導について(継続)
  - 12. 経営改善普及事業対策に係る財源の確保について(継続)
  - 13. 有珠山噴火に伴う緊急支援措置の拡充について(新規)
- 運輸観光関係
  - 1. 北海道新幹線の早期実現について(継続)
  - 2. 丘珠空港の整備充実について(継続)
  - 3. 函館空港の整備充実について(継続)
  - 4. 国内航空運賃の格差是正について(継続)
  - 5. 国際定期航空路線網の充実及び国際チャーター便の利用促進について(継続)
  - 6. 函館港の整備促進について(継続)
- 地域振興関係
  - 1. 幹線道路の整備促進について(継続)
  - 2. 青函インターブロック交流圏構想の推進について(継続)
  - 3. サハリンとの経済交流促進と定期航空路線の充実について(継続)
  - 4. 函館駅前地区の整備推進について(新規)
  - 5. 商工会議所・商工会との連携について(新規)

## パート雇用管理 改善事業委員会

本所では労働省の認定を受け、昨年度よりパートタイム労働者の雇用管理改善等に係わる事業を展開していますが、事業実施内容等について検討する今年度第一回目の推進委員会が、去る四月二十一日本所会議室で開催されました。

今年度の事業としては、昨年度に引き続きパートタイマーに係るアンケート調査、管理者のための講習会・相談会、各種マニュアル、ポスターの作成のほか、各事業所単独では実施が困難な定期健康診断を実施する予定です。

なお、今年度事業計画の詳細については次号でお知らせします。

## 極東貿易協同組合 代理店契約を締結

サハリン後方支援強化へ

本所に事務局を置く函館極東貿易協同組合（理事長・泉清治函館空港ビルディング社長）が、去る四月十一日、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクト「サハ

リン2」の実施企業であるサハリンエナジーインベストメント社（日米欧四社出資）との間に、物品納入や、各種手続き等の代行業務を行う代理店契約を結びました。これにより、官民一体となつて取り組んできた後方支援基地としての機能が大きく前進し、地元経済への波及効果があるものと期待されます。

## 本所議員会 経済視察を実施

函館商工会議所議員会（飯田会長）の事業の一つである産業経済視察旅行が四月十四日から二十二日までの日程で実施されました。

今回は、カリブで最も大きい共產主義国であり、スペイン統治時代の面影を残し歴史を感じさせる見所が多く日本から今年初めてのチャーター便が就航するなど、経済や観光で特に注目されているキューバを主要目的地として、ジャマイカ等の産業経済視察を行いました。

## 本所婦人会定時総会 新役員を選出

本所婦人会平成十二年度定時総会が去る四月二十二日ホテル函館ロイヤルにおいて開催、役員改選が行われ第十代目の会長に武井前副会長が選任されました。

武井会長は就任にあたり「男女共同社会がうたわれ女性の社会進出が進んでいる現在、私達婦人會も今年新しいミレニアムを迎え、より一層の自己啓発と研鑽を積んでいきたい」と挨拶しました。

なお新役員は次のとおりです。

### 【会長】

武井 史子 (株)棒上武井漁業

### 【副会長】

黒川 昌子 (有)北海道黒川水産

大沼 幸世 (有)宅建サービス

### 【幹事】

大中 京子 (株)大中工業

五十嵐文代 (株)アイビーエス

齋藤 サダ 北栄測量(株)

佐藤 美子 (有)さとう印刷

### 【監査】

林 昌海 (有)北斗星

辰村 和子 真宗大谷学園

## 社員採用

# 合同企業説明会開催

◆日 程 平成12年5月16日(火) ◆時 間 13:30~16:30

◆場 所 函館ハーバービューホテル (3F彩海の間)

◆対 象

大学・短大・専門学校の  
来春卒業予定者、及び  
Uターン就職希望者  
(高校生は入場できません)

◆形 式

企業の採用担当者と学生  
等の面談



## 函館の企業ガイドと就職情報誌



HAKODATE

函館の企業ガイドと就職情報

2000  
▶  
2001

# 2000▶2001

本所窓口で2001年版を  
無料配布(数量限定)しています。

- ☆企業へのお問い合わせは、直接各企業の担当者まで。
- ☆本誌ご希望の方、及び合同企業説明会についてのお問い合わせは下記へ。

函館商工会議所

TEL(0138)23-1181  
(内線66)

(社)函館地方法人会

TEL(0138)26-9369



巻末 資料請求ハガキ付



函館商工会議所  
TEL(0138)23-1181

函館地方法人会  
TEL(0138)26-9369

地域の製品・技術・情報が一堂に集結！

# はこだて・みらい・産業展

Hakodate Future Business Fair2000

つかめ！ビジネスチャンス！

# WELCOME

出展単位スペース:基本装飾小間「W2,700×D1,800×H2,400」出展料70,000円

**会期** 平成12年8月25日(金)～27日(土)

**会場** 公立はこだて未来大学

**主催** 函館商工会議所 ・詳細は、函館商工会議所指導課まで

## ただいま出展企業募集中

### 平成12年度会費納入口座振替のご案内

本所では、平成12年度の会費・特別会費等を5月25日(木)にご指定の金融機関より口座振替させていただきます。

なお自動口座振替の手続きをされていない事業所につきましては、従来通り専用の振込用紙を送付いたしますので、5月末日までに納入願います。

自動口座振替ご希望の方は申込用紙をお送りしますので本所会員課(TEL23-1181)までご連絡下さい。

### 有珠山噴火災害義援金にご協力を

ご承知の通り3月31日に発生した有珠山噴火はその後断続的な活動を続けており、今後も予断を許さない状況下にあります。噴火活動の長期化が予想される今日、道南においても観光産業はもとより商工業全体に影響が及び、地域産業全体の死活問題となっていることから、この度本所においても会員各位に義援金をお願いすることといたしました。義援金は北海道商工会議所連合会を通じ被災地の復興にあてられます。

つきましてはみなさまのご理解とご協力を戴けますようお願い申し上げます。

・振込先/北洋銀行函館中央支店 普通預金/3293238  
函館商工会議所 災害義援金会計 会頭 松本演之

## 検定試験のご案内

第159回 試験日/平成12年6月25日(日)  
 珠算 受験料/1級2,040円 2級1,530円 3級1,330円 4・5・6級920円  
 検定試験 受付期間/5月8日(月)~5月23日(火)

3級 試験日/平成12年7月12日(水)  
 販売士 受験料/3,570円  
 検定試験 受付期間/5月30日(火)~6月14日(水)

3級 試験日/平成12年7月9日(日)  
 ワープロ 受験料/6,120円  
 検定試験 受付期間/5月22日(月)~6月12日(月)

お申込み・お問い合わせは本所振興課 TEL23-1181 内線52へ

## ご入会ありがとうございました

事業所名	代表者名	業種
(有)サテライト	中村 修一	携帯電話代理店
函館パイプ技研工業(株)	百合 宣博	ビルメンテナンス
ヤマチュウ食品	宇苗 良	食品製造、珍味卸
ガレージ ウインズ	鳴海 桂彦	自動車部品修理
蛭谷建設	蛭谷 勝彦	建設業
マルカツ函館リサイクルセンター	加賀谷 政雄	古物商
パソコン教室 井上	井上 夏子	パソコン教室
写真工房	野呂 希一	写真撮影・写真貸出
外崎そろばん塾	外崎 スミ子	珠算塾
佐藤建設	佐藤 登	建設業、貸家業
ビューティーサロン フレンド	境 ユキ子	美容業
高橋塗装工業	高橋 美智行	建築塗装
原 征次	原 征次	貸家
K'Sカンパニー	山館 慶一	ローブ製造業
ネオックス	坂上 裕司	ネオン工事
毛利建設	毛利 金一郎	建設業
宮川設計	宮川 恭治	建築設計業
ヘアサロン ビビ	長田 けい子	美容室
中川澄子	中川 澄子	健康食品販売
(有)ヘイヤ電気	南 彰	電気工事業
(有)博コーポレーション	三浦 克博	パソコンソフトの販売等
小野そろばん教室	小野 和子	そろばん教室
正栄機械	小野 香	建設機械一般修理
ODC LABO	小笠原 正則	歯科技工所
(株)エストルフーズ	八戸 正秋	水産物の輸入及び卸小売
リペアショップ ヒロセ	廣瀬 一夫	合鍵・靴修理
長田タクシー	長田 進悦	個人タクシー
イタリアーノ ピザ	石田 信	宅配ピザ
ぴえろ倶楽部	新沼 隆之	企画、イベント、派遣業
横山興業(株)	横山 広幸	土木・建築工事、骨材販売
スナック ANNEX	中納 たかね	飲食店(スナック)
(有)柳沢酒店	柳沢 勝春	酒・米小売

申込順・敬称略 本号では4月25日までにご入会の会員さんを紹介させていただきました。



## 商工会議所の

# 特定退職金共済制度

～福利厚生はまず「退職金制度」の確立から～

### 制度の特色

- 勤労意欲の向上・定着化に役立ちます。
- 掛金は事業所(事業主)負担で、全額損金または必要経費に算入できます。
- 給付金は一時金と年金による退職金の受取が選択できます。
- 国の制度との重複加入も認められています。

### 制度の内容

- **加入資格**  
商工会議所会員企業の従業員で、14歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの方
- **掛 金**  
月額1人1,000円(1口)から最高30,000円(30口)までの任意で設定できます。
- **給付金**
  - 退職一時金…加入従業員が退職するとき
  - 遺族一時金…加入従業員が死亡したとき
  - 年 金…加入期間が10年以上の退職者が希望するとき  
(10年間支給)
- **解約手当金**  
加入途中で共済契約を解除した場合でも、解約手当金は被保険者(加入従業員)に支払われます。

特定退職金共済制度にパートタイム労働者を新規に加入させた事業主の方への北海道の補助制度がございますのでご活用下さい。

※お問い合わせは下記生命保険会社または商工会議所まで。

委託生命保険会社 (幹事) 大同生命・第一生命・三井生命  
アクサニチダン生命・富国生命・朝日生命  
千代田生命

資料請求・詳細については ☎23-1181 会員課まで!

融資

講習会

セミナー

各種相談業務

中小企業相談所

ハイ!  
相談所です

創業や経営革新などを支援するために…

●あなたの身近に

## 函館地域中小企業支援センターを 平成12年5月15日開設します!!

「地域中小企業支援センター」は、学生や主婦、ビジネスマンなど創業を予定している方や経営革新を進める小規模企業の方々などが

**気軽に相談できる身近な支援拠点**として開設します。

新規開業や独立開業のための手続きなどわからないこと、新しい分野への進出や事業の多角化など経営革新を進める上でお困りのことなどさまざまな相談に

対して指導や助言を行うほか、法律や会計、技術、マーケティングなどの専門家の派遣、各種支援施策や経営資源(人材、技術など)についての

**ワンストップの情報提供や仲介**など、

皆様方ひとりひとりのニーズに応じたこめ細かな対応を行います。

### 道内における地域中小企業支援センター設置状況

設置会議所等名	管轄支庁名	センター名称
函館商工会議所	渡 島	函館地域中小企業支援センター
札幌商工会議所	石 狩	札幌地域中小企業支援センター
小樽商工会議所	後 志	小樽・後志地域中小企業支援センター
滝川商工会議所	空 知	空知地域中小企業支援センター
旭川商工会議所	上 川	旭川地域中小企業支援センター
留萌商工会議所	留 萌	留萌地域中小企業支援センター
稚内商工会議所	宗 谷	宗谷地域中小企業支援センター
北見商工会議所	網 走	オホーツク地域中小企業支援センター
室蘭商工会議所	胆 振	胆振地域中小企業支援センター
浦河商工会議所	日 高	日高地域中小企業支援センター
帯広商工会議所	十 勝	とかち地域中小企業支援センター
釧路商工会議所	釧 路	釧路地域中小企業支援センター
根室商工会議所	根 室	根室地域中小企業支援センター
江 差 商 工 会	松 山	松山地域中小企業支援センター
北海道商工会連合会	全 道	北海道ローカル地域中小企業支援センター
北海道中小企業団体中央会	全 道	北央地域中小企業支援センター

■函館地域中小企業支援センター■

【函館商工会議所内】〒040-0063 函館市若松町15番7-61号  
TEL.0138-23-1181 Fax.0138-27-2111

◆◆ご案内◆◆

# 渡島地域の中小企業のみなさん、 地域をあげての総合支援が始まります。

●●函館地域中小企業支援センターの概要●●

## 地域中小企業支援センター (身近な相談窓口)



実際に創業や経営革新をすすめるには、まず何をしたらいいのか、どこに聞けばいいのかなどわからないことばかりです。  
また、ふだん聞き慣れない専門的な言葉もたくさん出てきます。窓口では、このような不安や疑問を専任のコーディネーターが親切に相談にのります。

**支援ネットワークの形成**  
情報通信ネットワークを活用した日常的な情報交換や産業支援機関等との交流・連携を図りワンストップの情報提供や仲介を行います。

## ワンストップサービス

### 専門家派遣

コーディネーターが対応できない高度かつ、専門的な課題に対しては、経営、技術、情報、法律、税務などの専門家を派遣してアドバイスをを行います。

### 情報の提供等

国、県などの支援制度やマーケティング、技術動向などについて、情報提供を行います。また、商談会の実施など必要に応じ、ニーズとニーズとの出会いの場を提供します。

### 窓口専門相談

法律、会計、税務など、特に企業経営を行っていく上での重要な課題について、経験豊かな弁護士や税理士など、各種専門家による専門的なアドバイスを受けたい方のために、顧問弁護士などによる窓口専門相談を行います。

### セミナー・講習会

資金調達の方法や会社経営のノウハウ、新分野への進出にあたっての必要な知識など、地域ニーズを踏まえた内容で、各種専門家等を招聘し、参加者に対し有効な情報提供を行います。

創業予定者  
小規模事業者等



相談無料!

## 個別専門相談 ご案内

**経営相談**  
**法律相談**  
**発明・商標相談**

実施日 / 6月14日(水)	13:00~16:00	相談員 / 公認会計士	齊藤 瞭氏
実施日 / 5月26日(金)	13:00~16:00	相談員 / 弁護士	大井 勇氏
実施日 / 5月17日(水)	10:00~16:00	相談員 / 弁理士	細井 貞行氏

相談は予約制になっておりますので、あらかじめ電話にてお申し込み下さい。(電話23-1181・内線68)

無料

## 発明・商標相談

- ★函館商工会議所において、毎月第3水曜日に開催しています。
- ★お急ぎの場合は、当事務所でも直接相談を受け付けています。
- ★実用新案、意匠、権利侵害、調査、外国出願等のご相談もどうぞ。

◆私たちが皆様からのご相談にお答えします◆

函館の皆様と共に30年

## 英知特許事務所

(旧名称・早川特許事務所)

所長 弁理士 早川政名 弁理士 長南満輝男  
弁理士 細井貞行 弁理士 石渡英房

東京都文京区白山5-14-7 早川ビル 電話 03-3946-0531 FAX 03-3946-9290

## ◎大店立地法のポイント

### I. 大店法と大店立地法の経過措置について

既存店においては閉店時刻や休業日数など大店法で認められた届出内容はそのまま移行され、変更を希望する場合は、大店立地法にそって新たに審査を受けることになります。ただし、大店立地法が施行された時点で現行大店法による開店手続が途中の場合、8カ月以内に当該手続を終了して開店出来る場合は、大店立地法に基づく手続は必要ありません。

### II. 大店立地法の対象について

- ・調整対象となる大型店の面積は1000㎡以上の新設または増設の場合。
- ・届出先窓口は大店法では通産局であったが、大店立地法では都道府県。
- ・届出内容は店舗面積と開店予定日を一括で申請。
- ・調整期間は8カ月以内。出店者の自主的対応策の提示があると2カ月延長となる。
- ・調整では従来行ってきた商業の需給調整はしない。したがって、出店地域の市町村で大型店がオーバーストア状態で過密都市になっているなどでの論理で調整するのではなく、代わって交通渋滞、交通安全、駐車場整備、騒音対策、ごみ廃棄物対策などについて市町村が地域住民の意見を聞き、都道府県に伝える。
- ・市町村が大型店進出によって周辺環境に被害をもたらすと判断した場合には、進出する大型店に改善を求めることができる。また、出店者が市町村側の意見に十分対応せず、周辺に著しい影響があるとみられる場合には、都道府県は、出店者に建設計画の修正を勧告できる。

## ◎大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の概要

大店立地法では前述の通り、周辺地域の生活環境の保持を通じて小売業の健全な発達を図っていく観点から、同法第4条でその指針を定めています。(以下、指針構成部分を抜粋)

### I. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗周辺地域住民の利便及び商業その他業務の利便確保のために配慮すべき事項

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ①駐車場の必要台数の確保
- ②駐車場の位置及び構造等
- ③駐輪場の確保等
- ④荷捌き施設の整備等
  - ・荷捌き施設の整備
  - ・計画的な搬出入
- ⑤経路の設定等

#### (2) 歩行者の通行の利便の確保等

#### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・設置者は、大規模小売店舗の小売業者と協力して関係法令等に基づき、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。

#### (4) 防災対策への協力

必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置及び構造等のあり方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生することから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づき、以下の対応策を講ずることが必要である。

- ・効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置
- ・駐車待ちスペースの確保
- ・駐車場の分散確保
- ・駐車場出入口における交通整理

### II. 騒音の発生その他による大規模小売店舗周辺地域の生活環境悪化の防止のために配慮すべき事項

#### (1) 騒音の発生に係る事項

#### (2) 廃棄物に係る事項等

#### (3) 街並みづくり等への配慮等

## 〈指針の主なポイント〉

審査項目	大型店側の調査項目	対応策
交通関係 ●駐車場の確保 ●荷捌き場の確保 ●経路の設定	●来店者の自動車数 ●搬出入の自動車台数	●ピーク時の駐車台数確保 ●渋滞が生じないよう入口位置や駐車場構造を工夫した経路の設定 ●施設の効率的な設計●搬出入時間帯の考慮
騒音関係 ●営業時の対策 ●付帯設備への対策	●店舗からの騒音予測	●防音壁の設置など ●駐車場、荷捌き場の騒音対策
廃棄物関係 ●廃棄物の保管 ●廃棄物の運搬、処理	●一日当りの排出量 ●平均保管日数	●施設の容量確保 ●悪臭の防止

# 大規模小売店舗立地法

21世紀の街づくりへ対応・6月1日より施行

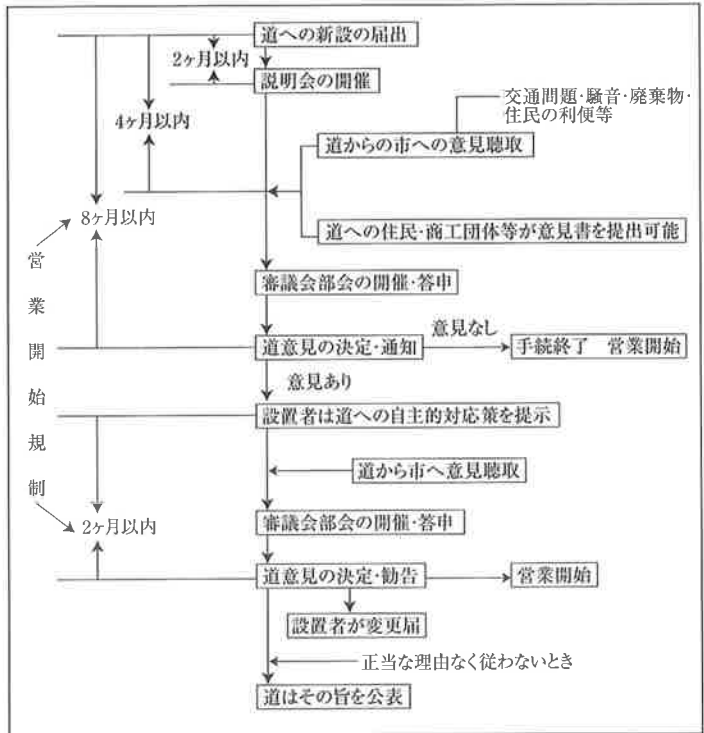
2000年6月1日より、大型店の出店方法が大きく変わります。

これまで、大型店と中小小売業者がそれぞれの特性を生かして機能分担が行われるよう、中小小売業者の保護などを目的に大型店の出店を規制していた大規模小売店舗法(略称、大店法)が5月末日をもって廃止されることになり、6月1日からは、新法の大規模小売店舗立地法(略称、大店立地法)が施行されます。本号では、その概要についてお知らせいたします。

現行の大店法の制度は、大型店の立地の適否自体を規制できるものではなく、郊外出店の加速と中心市街地の空洞化、あるいは交通混雑の発生による交通渋滞、騒音、廃棄物など周辺生活環境への配慮という今日的な問題に対応できなくなっており、こうした大店法の限界を埋めるため、大店法を廃止して、新法が制定されたものです。大店法の廃止により、今後は大店立地法のもとで、国の大型店対策は、まちづくりに関連する社会的規制が主体となります。

大店立地法は、運用主体がすべて都道府県となり、出店する大型店から申請を受けた都道府県は市町村や地域住民などから広く意見を聞き、その意見をふまえて1000㎡超の大型店の出店に伴う周辺生活環境への影響について審査する、という骨子になっています。(フロー図参照)

## 〈大規模小売店舗立地法における新設の場合のフロー〉



## 〈大規模小売店舗立地法のポイント〉

### 大規模小売店舗法

- 中小小売業の保護が主な目的
- 店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日数などを審査
- 店舗面積500㎡を越えるものが審査対象
- 国または都道府県が審査

### 大規模小売店舗立地法

- 周辺地域の環境の保持と消費者利益が主な目的
- 交通渋滞、駐車場、騒音、廃棄物処理対策などを審査
- 店舗面積1,000㎡を越えるものが審査対象
- 都道府県が審査し市町村も参加